資料⑫

（写）

３消安第 7075 号
令和４年３月 22 日

都道府県畜産主務部長　殿

農林水産省消費・安全局
動　物　衛　生　課　長

飼養衛生管理基準クロスコンプライアンスへの対応について（依頼）

平素から、動物衛生行政の推進に御尽力いただき感謝申し上げます。

農林水産省においては、飼養衛生管理基準の遵守を推進し、疾病の発生及びまん延の防止を図るため、畜産振興に係る補助事業、交付金及び制度資金（以下「事業等」という。）について、その性質に応じて飼養衛生管理基準の遵守を要件とするクロスコンプライアンスを導入することとなりました。

都道府県においては、下記に御留意の上、クロスコンプライアンスの推進及びこの機会を活用した飼養衛生管理指導の徹底に御協力をお願いします。

記

１　クロスコンプライアンスの対象家畜は、当面の間、国内において感受性のある越境性疾病が断続的に発生しており、また、おおむね毎年、農場への立入検査により状況を把握している、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥とします。（牛、水牛、めん羊、山羊及び馬は対象外）

２　家畜の所有者等から、飼養衛生管理基準の遵守状況等の確認結果について確認書の求めがあった場合には、別紙様式の確認書の発行をお願いします。なお、確認年月日は、求めがあったときと前後しても差し支えありません。

３　別添のリーフレットを活用して本取組の周知を図るとともに、市町村、金融機関等の事業等の実施主体から、申請者の農場における飼養衛生管理基準の遵守状況等に関する問合せがあった場合には、適宜協力をお願いします

【問い合わせ先】
動物衛生課家畜防疫対策室病原体管理班
Mail：siyoueiseikanri@maff.go.jp
TEL：03-6744-7144

農林水産省より畜産業を営む経営者の皆様へ：お知らせ

別添

補助事業・交付金・制度資金の利用に当たり、飼養衛生管理基準の遵守を要件とすることとしました。

＜ポイント＞

○　飼養衛生管理基準の遵守状況を確認するため、補助事業・交付金・制度資金の一部では、申請の際に「**飼養衛生管理基準遵守状況確認書」の提出**が必要となります。

○　飼養衛生管理基準の不遵守がある場合は、改善すべき事項、具体的な改善方法及び改善すべき期限を明確化した**改善方針が必要**です。

注）国内の疾病発生状況等を踏まえ、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥又は七面鳥の所有者が対象です。（牛、水牛、めん羊、山羊又は馬は、当面の間は対象外）

＜遵守を要件とする補助事業・交付金・制度資金＞（令和４年度）

補助事業

- 畜産クラスター事業（施設整備事業、機械導入事業、経営継承事業）※注2、注3
- 新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業 ※注2
- 特定地域経営支援対策事業 ※注2
- 農業信用保証保険基盤強化事業
- 経営継承・発展等支援事業
- 農業経営継承保証保険支援事業

交付金

- 消費・安全対策交付金（ハード事業）※注2
- 強い農業づくり総合支援交付金（家畜飼養管理施設、家畜改良増殖関連施設）※注2、注3
- 農地利用効率化等支援交付金 ※注2

制度資金（主なもの）

畜産経営体質強化支援資金 ※注2、注3／家畜疾病経営維持資金 ※注2／畜産特別資金 ※注2／農業経営改善促進資金／農業経営負担軽減支援資金／農業近代化資金／公庫資金（畜産経営環境調和推進資金、農業経営基盤強化資金、農林漁業セーフティネット資金等）

注1）上記の補助事業・交付金・制度資金の内容及び手続に関する質問や、上記以外の制度資金の遵守要件の該当・非該当に関する質問については、各補助事業等の窓口にお問い合わせください。

注2）当該事業・交付金・制度資金においては、経営者の皆さまから利用申請があった後に、都道府県内の事業・交付金・制度資金の担当者が、家畜保健衛生所に対し、飼養衛生管理基準遵守状況の確認を行うため、経営者の皆さまが家畜保健衛生所に対して飼養衛生管理基準遵守状況確認書の交付申請をお手続きいただく必要はありません。

注3）都道府県において計画を審査する際に飼養衛生管理基準の遵守状況確認に加え、事業実施後の飼養頭数見合いの埋却地等の確保についても確認を行います。

＜飼養衛生管理基準遵守状況確認書を入手するには＞

見本

（別紙様式）

○第○○○○号
令和○年○月○日

○○　○○　殿
（○○○○農場）

○○○○県
○○家畜保健衛生所長

飼養衛生管理基準遵守状況確認書

飼養衛生管理基準の遵守状況、今後の改善方針等について、下記のとおり確認しました。
なお、不遵守事項について、遵守予定時期までに飼養衛生管理基準が遵守できない場合は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条の5及び第13条の6の規定に基づき、家畜の飼養に係る衛生管理の方法の改善について、指導及び助言、勧告等を厳格に行うことを申し添えます。

記

畜種	飼養衛生管理の確認状況		
	確認年月日 （確認予定年月日）	不遵守事項	今後の改善方針※の有無
例１ 豚	令和４年３月１日	なし	―
例２ 鶏	令和４年１月21日	25, 26	あり
例３ うずら	―	―	―
例４ 七面鳥	（令和４年９月確認予定）	―	―

※ 改善方針とは、改善すべき事項、具体的な改善方法及び改善すべき期限の明確化をいう。

注１：当該確認書は畜種ごとに作成すること。
注２：不遵守事項を記載する飼養に対する当該記載の交付は、改善方針を実施している場合に限ること。
注３：当該記載の有効期間は６か月（飼養衛生管理基準（都道府県により上乗せ又は横出し等がある場合は、当該上乗せ又は横出し等）である場合は、当該上乗せ又は横出しに係る部分については１年）を超えないこと。ただし、当該期間を超えて飼養衛生管理基準を遵守することが確認できる場合は、当該期間を超えて有効とすることができる。
注４：飼養衛生管理基準の一部又は全部の導入が新たに見込まれる当該記載がある場合は、当該記載書について、確認予定年月日を確認年月日の欄にカッコ書きで記入し、他の欄に斜線等記載すること。

（交付日から６か月間）

○　飼養衛生管理基準遵守状況確認書が必要となる補助事業・交付金・制度資金を利用する農場については、【管轄する家畜保健衛生所名】に、次の方法により、飼養衛生管理基準遵守状況確認書の交付を申請してください。

○　【申請方法を任意記載】

※青字は都道府県で適宜修正して御利用ください。

【問い合わせ先を記載】

（別紙様式）

〇第〇〇〇〇号
令和〇年〇月〇日

〇〇　〇〇　殿
（〇〇〇〇農場）

〇〇〇〇県
〇〇家畜保健衛生所長

飼養衛生管理基準遵守状況確認書

飼養衛生管理基準の遵守状況、今後の改善方針等について、下記のとおり確認しました。

なお、不遵守事項について、遵守予定時期までに飼養衛生管理基準が遵守できない場合は、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 12 条の５及び第 12 条の６の規定に基づき、家畜の飼養に係る衛生管理の方法の改善について、指導及び助言、勧告等を厳格に行うことを申し添えます。

記

	畜種	飼養衛生管理の確認状況		
		確認年月日 （確認予定年月日）	不遵守事項	今後の改善方針※の有無
例１	豚	令和４年３月１日	なし	―
例２	鶏	令和４年１月 21 日	25, 26	あり
例３	うずら			
例４	七面鳥	（令和４年９月確認予定）		

※ 改善方針とは、改善すべき事項、具体的な改善方法及び改善すべき期限の明確化をいう。

注１：当確認書は農場ごとに作成すること。

注２：不遵守事項を認める農場に対する当確認書の交付は、改善方針を完備している場合に限ること。

注３：当確認書の発出日時点で小規模農場（豚及びいのししにあっては６頭未満、鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥及び七面鳥にあっては 100 羽未満、だちょうにあっては 10 羽未満を飼養する農場をいう。）である場合は、斜線を記載すること。

注４：新規開設農場など当確認書の発出日以降に家畜の導入が新たに見込まれる施設がある場合は、当該農場について、確認予定年月日を確認年月日の欄にカッコ書きで記入し、他の欄に斜線を記載すること。

（交付日から６ヵ月有効）

（参考資料）

各種補助事業における飼養衛生管理基準の遵守徹底に向けたクロスコンプライアンスの実施について

事業名	類型	事業概要	農林水産省担当		要件内容
			局	課	
消費・安全対策交付金（ハード事業）	交付金	養豚場の規模拡大する場合に、野生動物対策としての防護柵を設置する費用を支援（補助率１／２以内）	消費・安全局	動物衛生課	申請時に、都道府県が農政局に対して飼養衛生管理基準の遵守状況を報告。
畜産クラスター事業（施設整備事業、機械導入事業、経営継承事業）	補助事業	中心的な経営体に対し、収益力強化等に必要な施設整備等を支援（補助率１／２以内）	畜産局	企画課	・施設整備事業、経営継承事業 都道府県における事業実施計画の審査時に、飼養衛生管理基準の遵守状況を確認。 ・機械導入事業 都道府県における事業参加要望書の協議時に、飼養衛生管理基準の遵守状況を確認。
強い農業づくり総合支援交付金（家畜飼養管理施設、家畜改良増殖関連施設）	交付金	産地の基幹施設の整備等を支援（補助率１／２以内）	畜産局	企画課 畜産振興課	都道府県における事業実施計画の審査時に、飼養衛生管理基準の遵守状況を確認。
農地利用効率化等支援交付金	交付金	生産の効率化等の取組に必要な農業用機械・施設の導入を支援（補助率3/10、上限300万円） ※先進的農業経営確立支援タイプでは、上限を個人1,000万円、法人1,500万円に引上げ。	経営局	経営政策課	都道府県における事業実施計画の審査時に、飼養衛生管理基準の遵守状況を確認。
特定地域経営支援対策事業	補助事業	北海道におけるアイヌ農林漁家の所得及び生活水準の向上、沖縄県における意欲ある多様な経営体の育成・確保に必要な農業用施設等の整備を支援（補助率2/3）	経営局	経営政策課	同上
経営継承・発展等支援事業	補助事業	人・農地プランに位置付けられた経営体等の経営を継承し発展させる取組を支援（国、市町村がそれぞれ1/2を負担、上限100万円）。	経営局	経営政策課	申請時に、申請者から都道府県が発行する飼養衛生管理基準遵守証明を事業実施主体等へ提出。
新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業	補助事業	49歳以下の認定新規就農者に対し、経営発展のための機械・施設等の導入を支援。（県支援分の２倍を国が支援。上限１千万円）	経営局	就農・女性課	都道府県における事業実施計画の審査時に、飼養衛生管理基準の遵守状況を確認。
農業信用保証保険基盤強化事業	補助事業	甚大な自然災害等により被害を受けた農業者等が経営再建のために借り入れる農業近代化資金等について、農業信用基金協会の債務保証に係る保証料の引受当初５年間免除等を措置。	経営局	金融調整課	補助対象資金の保証申込時に、保証申込者から都道府県が発行する飼養衛生管理基準の遵守を確認する書類を提出。
農業経営継承保証保険支援事業	補助事業	後継農業者の経営継承に必要となる農業近代化資金等の借入れについて、農業信用基金協会の債務保証に係る保証料の引受当初５年間免除等を措置。	経営局	金融調整課	同上

（参考資料）

制度資金における飼養衛生管理基準の遵守徹底に向けたクロスコンプライアンスの実施について（主なもの）

制度資金名	制度資金概要 （資金使途）	農林水産省担当		要件内容
		局	課	
畜産経営体質強化支援資金	意欲ある畜産農家の経営改善を支援するため、既往負債の償還負担を軽減する長期・低利の一括借換資金を融通	畜産局	企画課	都道府県における体質強化計画の審査時に、飼養衛生管理基準の遵守状況を確認。
家畜疾病経営維持資金 （ALIC事業）	家畜伝染病の発生により影響を受けた畜産経営者に、経営の再開等に必要な低利の資金を融通。	畜産局	企画課	都道府県における経営維持計画の審査時に、飼養衛生管理基準の遵守状況を確認。
畜産特別資金 （ALIC事業）	負債の償還が困難な畜産農家に対し、長期・低利の借換資金を融通するとともに、経営改善指導及び債務保証に対する支援を行う。	畜産局	企画課	都道府県における経営改善計画の審査時に、飼養衛生管理基準の遵守状況を確認。
農業近代化資金	農業者（畜産業を含む。以下同じ。）が、農業経営の規模拡大等農業経営の改善を図るための長期資金。 （畜舎等の改良・造成・取得、家畜の導入等）	経営局	金融調整課	借入申込時に、借入希望者から都道府県が発行する飼養衛生管理基準の遵守を確認する書類を融資機関へ提出。
農業経営負担軽減支援資金	農業者が、営農負債の償還負担を軽減するための長期資金。 （営農負債の借換え）	経営局	金融調整課	同上
農業経営改善促進資金	認定農業者が、農業経営改善計画に即して規模拡大等経営改善を図るための短期資金 （家畜の導入等）	経営局	金融調整課	同上
農業経営基盤強化資金	認定農業者が農業経営改善計画に即して規模拡大等を図るための長期資金 （畜舎等の改良・造成・取得・家畜の導入等）	経営局	金融調整課	同上
経営体育成強化資金	農業者が、 ①農業経営の規模拡大等農業経営の改善を図るための長期資金。 （畜舎等の改良・造成・取得、家畜の導入等） ②営農負債の償還負担を軽減するための長期資金。 （営農負債の借換え）	経営局	金融調整課	同上
青年等就農資金	認定新規就農者が青年等就農計画に即して農業経営を開始するための長期資金 （畜舎等の改良・造成・取得、家畜の導入等）	経営局	就農・女性課	同上
農業改良資金	国又は県から各種計画の認定を受けた農業者がチャレンジ性のある取組（農業改良措置）を実施するための長期資金	経営局	金融調整課	同上
農林漁業施設資金	農業者が、災害の復旧や経営の多角化、環境保全型農業の推進等に取り組むための長期資金 （畜舎等の改良・造成・復旧等）	経営局	金融調整課	同上
農林漁業セーフティネット資金	自然災害や豚熱による殺処分等法令に基づく行政処分、社会的・経済的環境変化等により農業経営に影響を受けた農業者が、経営の維持安定を図るための長期資金 （家畜の導入等）	経営局	金融調整課	同上
天災資金（天災融資法に基づく経営資金及び事業資金）	天災によって損失を受けた被害農業者が、農業経営を行うための長期資金。 （農機具等の取得、家畜の導入等）	経営局	金融調整課	同上
畜産経営環境調和推進資金	家畜排せつ物法に基づき、家畜排せつ物の処理・利用のために必要な施設・機械等の整備を円滑に行い、環境と調和した畜産経営を推進するために必要な資金を融通。	畜産局	畜産振興課	同上

※　制度資金のうち、公庫資金については、主なもののみ列挙しているため、これ以外にも対象となる資金があることに留意。

（写）

４消安第183号
令和４年４月25日

都道府県畜産主務部長　殿

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課長
動物衛生課長

食品循環資源を給与する農場等への調査及び指導について（依頼）

平素から、家畜防疫及び飼料の安全確保の推進に御尽力いただき感謝申し上げます。

アフリカ豚熱については、中国、ベトナム、フィリピン等のアジアにおいて発生が継続しており、また、今年に入って、タイにおける発生が新たに確認されました。我が国においては、旅客が携帯品として違法に持ち込もうとした豚肉製品からアフリカ豚熱ウイルス及びその遺伝子が検出されており、本病の侵入リスクが高い状況が続いています。このような状況に鑑み、万が一、国内にアフリカ豚熱が侵入した場合、食品循環資源を介して感染が広がる可能性が否定できないことから、食品循環資源の給与に係る防疫体制については万全を期す必要があります。

食品循環資源の給与については、令和２年度において家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づく飼養衛生管理基準及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。）に基づく飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号。以下「成分規格等省令」という。）の改正により、リスク管理措置の強化を図った上で、都道府県等により周知・指導いただき、令和３年９月時点で全ての対象農場及び食品循環資源利用飼料の製造事業場での適正な対応を確認しました。

今後、さらに、アフリカ豚熱の発生を防止するには、食品循環資源の加熱処理、記録、動線管理等の取組が継続的かつ総合的に実施されることが必要であることから、都道府県において、対象農場へ定期的な指導を行うとともに、飼料又は飼料原料を排出するに当たって分別管理、加熱処理等への対応が必要な肉を扱

う事業所等についても対応状況の把握等を行うことが重要です。

つきましては、下記により、対象農場等に対して飼養衛生管理基準及び成分規格等省令の遵守状況の調査及び指導していただくとともに、国における施策立案及び指導に活かすため、結果の報告について御協力をお願いします。

記

１　対象農場

豚及びいのししの飼養農場のうち、以下のいずれかに該当するもの

①　肉を扱う事業所等から非動物由来食品循環資源（※）を導入し、利用している農場（別紙のケース１）

※同一事業所内で肉を扱う場合であって、肉とは分別管理されたパン、麺等の植物由来の食品循環資源

②　肉を扱う事業所等から処理済食品由来動物由来食品循環資源（※）を導入し、利用している農場（別紙のケース２）

※缶詰、レトルト、要件を満たすエキスパウダー、揚げ油等

③　肉を扱う事業所等から動物由来食品循環資源（※）を導入し、自ら加熱処理し、利用している農場（別紙のケース３）

※肉を含むもの又は肉と接触した可能性があるもの

２　確認・指導の方法

（１）家畜衛生部局と飼料安全部局で連携の上、対象農場に少なくとも年１回以上の立入検査を実施し、別紙に記載されている確認ポイントに基づき、食品循環資源の利用状況を確認する。

（２）対象農場の①又は②において、不適切な食品循環資源を受け入れていることが判明した場合は、当該農場に対し、即時受入れを中止した上で、必要に応じて再受入れの際に適切な食品循環資源を受け入れるよう排出者との間で改めて契約書、確認書等を交わすこと、又は対象農場で加熱処理等を行うことを指導する。

（３）対象農場の③において、加熱処理、交差汚染防止対策等に不備を認める場合は、飼養衛生管理基準及び飼料安全法に基づき指導する。

（４）対象農場の①又は②に対し食品循環資源を排出している肉を扱う事業所

等（以下「要確認事業所」という。）について、リスト化するとともに、別紙１に記載されている確認ポイントに基づき、食品循環資源の取扱状況を可能な範囲で確認する。

（５）立入検査等により、肉を扱う事業所等が飼料安全法における飼料製造業者又は飼料販売業者に該当すると新たに判明した場合は、飼料安全法に基づき指導するとともに、別紙のケース４に該当するときには、当該事業所をリスト化する。

３　提出方法

（１）提出様式

- １の対象農場（食品循環資源利用農場リスト）（別添様式－（A））
- ２の（４）のリスト（要確認事業所のリスト）（別添様式－（B））
- ２の（５）のリスト（別添様式－（C））

（２）提出の期限

毎年７月 31 日

（３）提出の方法及び提出先

・別添様式（A）については、問い合わせ先の<１>へ E-mail に様式を添付して提出。件名は「【回答】食品循環資源利用農場リスト/（都道府県名）」。

・別添様式（B）及び（C）については、問い合わせ先の<２>へ E-mail に様式を添付して提出。件名は「【回答】要確認事業所調査/（都道府県名）」。

４．留意事項

（１）要確認事業所の確認には、「肉を扱う事業所等から排出される食品循環資源を収集し、利用している豚及びいのししの飼養農場への指導強化について（協力依頼）」（令和２年７月 27 日付け２消安第 1882 号動物衛生課長通知）の食品循環資源給与調査票等を御活用ください。

（２）要確認事業所のうち、飼料安全法の飼料製造業者又は飼料販売業者のいずれにも該当しない事業所については、必要に応じて飼料安全法の規制内容を周知するとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第

137 号）の許認可に関する担当部署との情報共有を行ってください。

（３）要確認事業所のうち、飼料安全法の飼料製造業者又は飼料販売業者に該当する事業所については、「食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドラインの遵守状況に係る調査・指導及び当該ガイドラインの周知に係る留意事項について」（令和２年９月９日付け畜水産安全管理課課長補佐（飼料検査指導班担当）事務連絡）に基づき、適切に御指導ください。

（４）別添様式（A）の提出に当たっては、毎年度７月 31 日までに都道府県から国に提出いただく家畜の飼養に係る衛生管理の状況等の報告と齟齬がない内容としてください。

（５）本通知の発出をもって「肉を扱う事業所等から排出される食品循環資源の利用に係る対応状況調査について」（令和２年４月 17 日付け２消安第 391 号動物衛生課長通知）は廃止します。

５．その他

本調査について、調査内容、回答方式の改善等に関する要望・意見があれば、下記の連絡先に電子メールにてお寄せください。内容を検討の上、次回以降の調査の企画立案に活用させていただきます。

【問い合わせ先】
<１>家畜伝染病予防法及び農場指導に関すること
動物衛生課　病原体管理班
Mail：siyoueiseikanri@maff.go.jp
TEL：03-6744-7144
<２>飼料安全法及び飼料製造業者等に関すること
畜水産安全管理課　粗飼料対策班　飼料検査指導班
mail：feed@maff.go.jp
TEL：03-3502-8702

＜調査及び指導の対象となる流通形態＞　（別紙）

○ **調査対象農場は、ケース１～３に赤字で示された食品循環資源のいずれかを肉を扱う事業所等（※1）から導入（※2）している農場が該当**

※1　パン工場、弁当工場、冷凍食品工場、給食センター、病院、老人ホーム、ホテル、レストラン等
※2　導入時の輸送方法は、自ら収集、業者委託等のいずれの場合も調査対象に含む

○ **リスト化対象の要確認事業所は、ケース１及び２の肉を扱う事業所等が該当**

ケース１

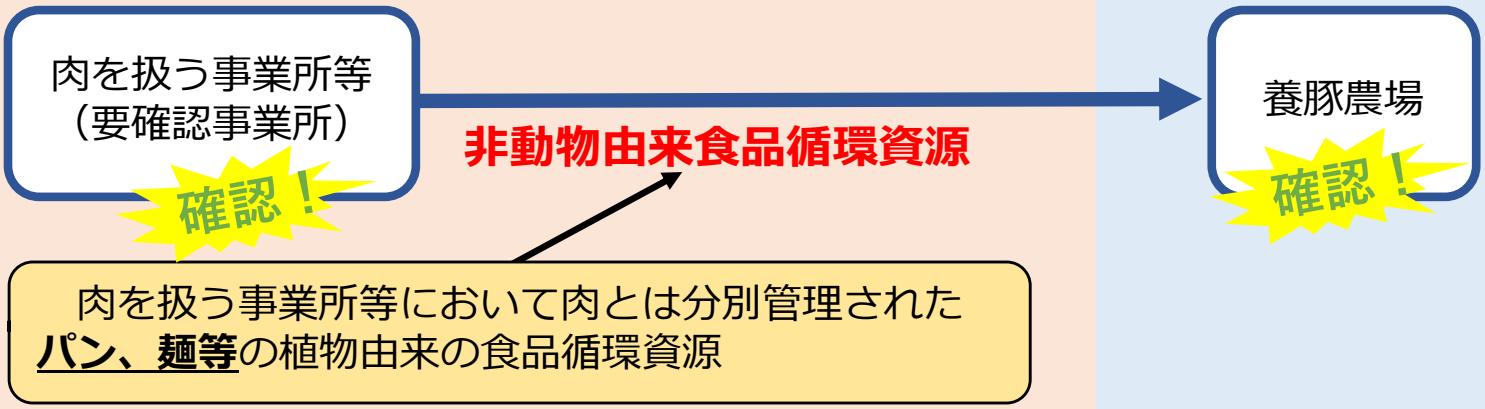

農場への確認ポイント：
導入する食品循環資源について、「非動物由来食品循環資源」に該当するもののみであることを予め契約書、確認書等により要確認事業所に確認しているか。

肉を扱う事業所等への確認ポイント：
排出する食品循環資源について、肉と接触することがないよう取り扱っており、その旨を農場に示しているか。（可能な範囲で確認）

ケース２

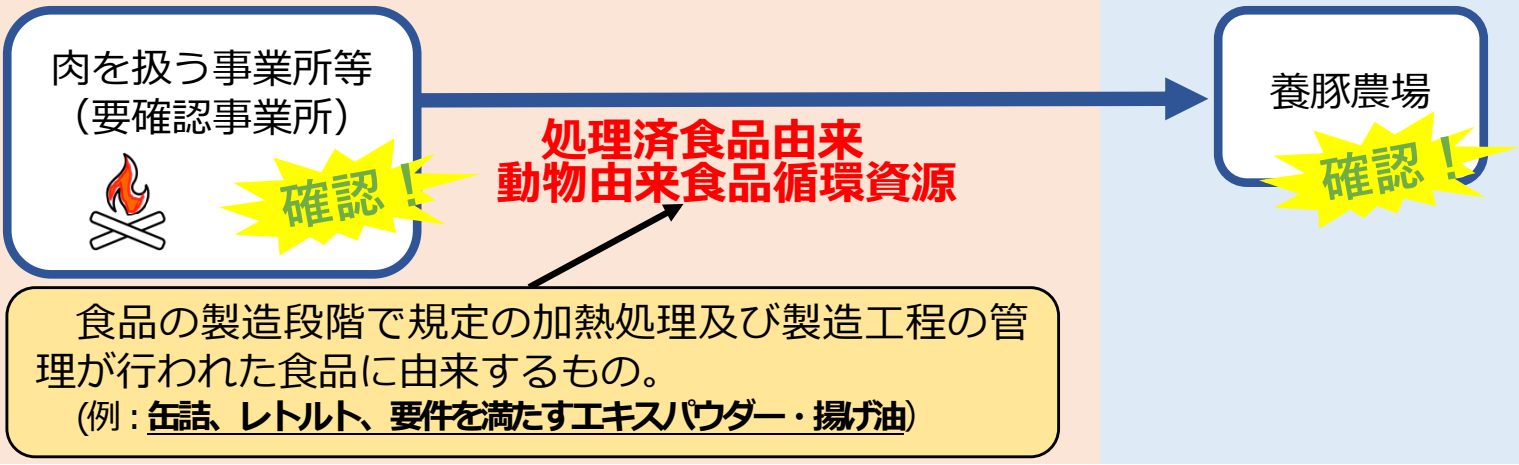

農場への確認ポイント：
農場は、導入する食品循環資源が、「処理済食品由来動物由来食品循環資源」に該当するもののみであることを、予め契約書、確認書等により要確認事業所に確認しているか。

肉を扱う事業所等への確認ポイント：
肉を扱う事業所等は、排出する食品循環資源が、①食品の製造段階で加熱処理（中心温度70℃以上30分以上等（※））を行った食品のみに由来するものであること、② 肉と接触することがないように取り扱っていることを確認し、その旨を農場に示しているか。（可能な範囲で確認）

※ 単に食品として加熱調理しているというだけで、規定の温度、時間等の条件を満たしていない場合は、「処理済食品由来動物由来食品循環資源」に該当しない。

ケース３

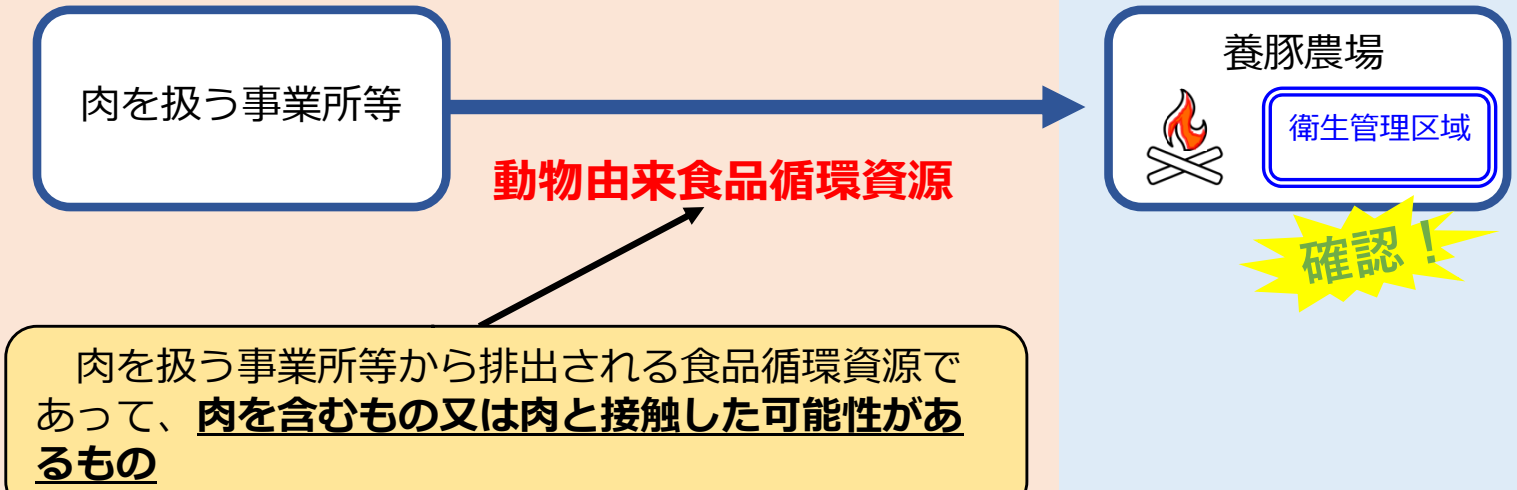

農場への確認ポイント：
収集する食品循環資源について、衛生管理区域の外で、加熱処理（撹拌しながら食品循環資源の全体の温度を90℃以上60分以上に保つ方法等）を行っており、加熱前後で交差していないか。

（参考）ケース４

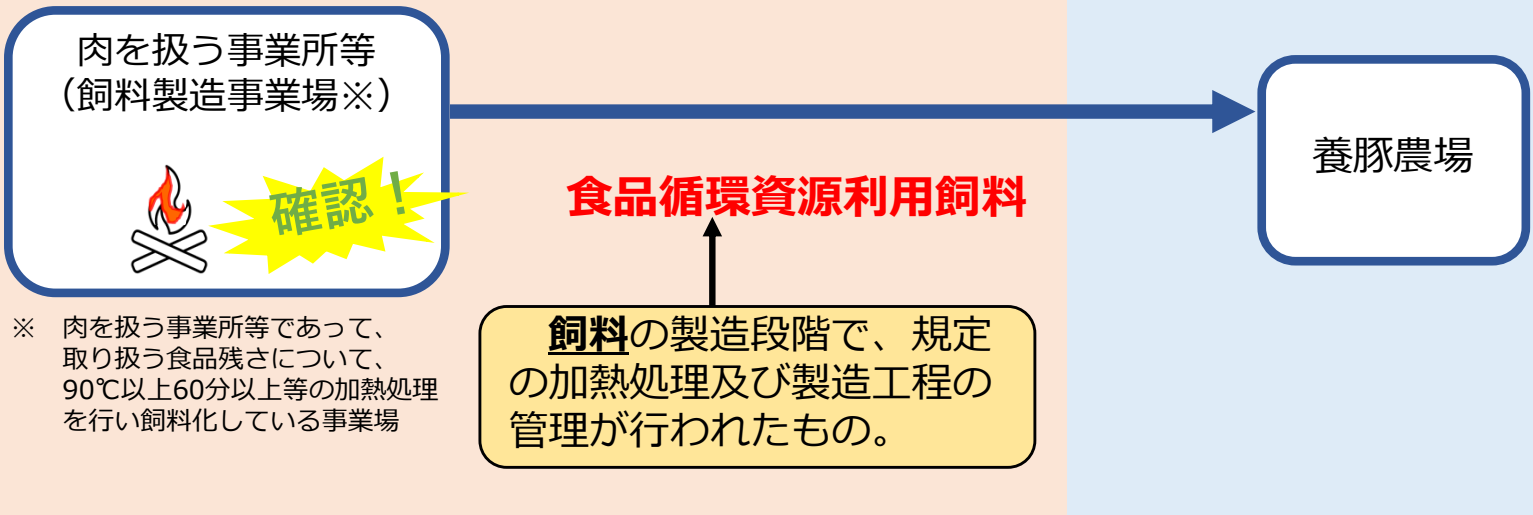

※　肉を扱う事業所等であって、取り扱う食品残さについて、90℃以上60分以上等の加熱処理を行い飼料化している事業場

飼料製造事業場への確認ポイント：
飼料製造事業場は、供給する食品循環資源利用飼料が、①飼料の製造段階で加熱処理（撹拌しながら、食品循環資源全体が90℃以上、60分以上等）を行ったもののみであること、 ②肉と接触することがないように取り扱っているもののみであることを確認し、その旨を農場に示しているか。

○ 食品循環資源利用農場リスト

別添様式(A)

都道府県名：

（令和　年７月31日時点）

◎ 食品循環資源を肉を扱う事業所等から収集し、飼養する家畜に飼料として給与する農場について、豚及びいのししの飼養衛生管理基準の項目21の現在の対応状況を調査してください。

21-①：肉を扱う事業所等から排出された食品循環資源を原材料とする飼料を給与する場合には、適正に処理が行われたものを用いている。
21-②：加熱後の飼料を含む全ての飼料が過熱前の原材料等により交差汚染しないような措置を講じている。
21-③：加熱処理の行われていない飼料は飼養衛生管理区域に持ち込んでいない。

◎ 本リストの提出に当たっては、個々の農場の取組状況が分かる食品循環資源給与調査表等を添付してください。（前回添付した書類の内容から変更がない場合は、その旨の報告に代えることができます。）

【注意事項】
調査対象は、大規模・中規模・小規模を全て含みます。

	農場名称 ※（　）には、２月１日時点の定期報告に基づき、飼養頭数を記載。	項目21			
		21-① 遵守：○ 不遵守：×	21-② 遵守：○ 不遵守：×	21-③ 遵守：○ 不遵守：×	不遵守項目がある場合は、 ・農家の取組状況 ・指導内容（いつまでに、なにを、どのような状態にする） について、記載すること
例	農水　次郎 （543頭）	○	×	○	○年○月○日に立入検査を行い、「加熱釜へ投入する際に、食品循環資源がこぼれており、加熱後の食品循環資源の運搬容器を汚染する状況を確認した」ため、21－②の不遵守とした。その際、○月○日までに、以下の取組を行うよう指導しており、○月○日に再度確認の予定。 ①加熱窯の配置を変更し、投入側と反対から取り出すよう動線を変更する ②投入後には、こぼれた食品循環資源はネズミの被害を防止できる容器に集め、焼却する ③こぼれた部分は、○○液で消毒する ④一連の手順を飼養衛生管理マニュアルに写真つきで図示する
1					
2					
3					
4					
5					

通知　記の2の（4）のリスト　（要確認事業所のリスト）　　**（別記様式（B））**

都道府県名：　　（令和＿＿年7月31日提出）

要確認事業所（対象農場の①又は②に対し食品循環資源を排出している肉を扱う事業所等をいう。飼料製造業者又は飼料販売業者に該当するか否かを問わない。）について、

当該事業所の情報、当該事業所への対応等の状況等を本様式にて情報共有願います。

番号（通し）	① 事業所の名称	② 事業所の所在地	③ 排出する（取り扱う）食品残さの種類	④ 業種	④'「その他」を選択した場合、具体的に記載。	⑤ 飼料製造業者への該当	⑥ 飼料販売業者への該当	⑦ 確認年月日	⑧ 要対応事項	⑨ 農場への指導や要確認事業所への周知等による対応結果など	⑩ 出荷先農場名（農場における加熱処理等実施の有無を含む）	⑪ 記載年月日（⑧･⑨の対応が完了している場合は記載不要。）
記載例1	×××センター	○○市・・・・	コンビニ弁当（パン、おにぎり）の製造残さ	食品製造・提供・販売業者		該当	非該当	2022/●/●	「(B)非動物由来食品循環資源」に該当するとして、加熱処理を行わない▲▲農場に出荷していたが、排出者側では動物由来食品循環資源と分別管理をしていなかった。	●月●日、農場への残さの出荷停止。 「(B)非動物由来食品循環資源」は、排出者で残さを分別したもののみ、▲▲農場へ出荷することとして、契約を更新予定。 「(A)動物由来食品循環資源」は、堆肥化処理事業者及び○○農場へ出荷することとなった。	○○農場（加熱あり） ▲▲農場（加熱なし）	2022/●/△
記載例2	◆◆給食センター	◆◆市・・・・	パン、麺残さ	食品製造・提供・販売業者		非該当	該当	2022/▽/▽	給食のパン、麺の余剰品のみ（(B)非動物由来食品循環資源）、有価で飼料原料として養豚農家に販売していたが、販売業者届を提出していなかった。	販売業者届の提出を指導。 ○月○日付けで、販売業者届が提出。	■■農場（加熱なし）	
記載例3	●●●弁当	●●市・・・・	弁当の製造残さ・余剰食品	食品製造・提供・販売業者		非該当	非該当	2022/●/●	「(C)処理済食品由来動物由来食品循環資源」に該当する廃棄物として、加熱処理を行わない△△農場に出荷していたが、単に食品として加熱（調理）しているというだけで「(C)処理済食品由来動物由来食品循環資源」に該当すると判断していた。	●月●日、残さの農場への出荷停止。 排出者での加熱処理を証明できないことから、全て、適正な加熱処理等を行えるエコフィード製造事業場（◎◎工場）へ出荷することとなった。	△△農場（加熱なし） （農場への出荷はとりやめ）	2022/●/△
記載例4	○○デリカ	××市・・・・	食パンの耳	食品製造・提供・販売業者		該当	非該当	2022/□/□	なし	なし	▲▲農場（加熱なし）	
記載例5	△△エコセンター	□□市・・・・	給食残さ、製麺残さ	収集業者		非該当	非該当	2022/▽/▽	農場は収集業者を介して残さを受け入れているが、受け入れる残さがどのようなものか等の確認を十分に行っていなかった。	▽月●日、農場への残さの出荷停止。 ▽月○日、収集業者を介して排出者を確認済み（動物由来食品循環資源の取扱いなし）。 確認書を取り交わすべく調整中。	◆◆農場（加熱なし）	2022/▽/○
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												

通知　記の２の（５）のリスト　（飼料安全法の飼料製造業者又は飼料販売業者に該当することが新たに判明した、ケース４に該当する「肉を扱う事業所等」のリスト）　**（別記様式（C））**

都道府県名：　（令和＿＿年７月31日提出）

肉を扱う事業所等が飼料安全法における飼料製造事業者又は飼料販売業者に該当すると新たに判明した場合であって、ケース４に該当するときには、

当該事業所等の情報、当該事業所への指導等の状況等について、本様式にて情報共有をお願いします。

番号（通し）	① 事業所の名称	② 事業所の所在地	③ 排出する（取り扱う）食品残さの種類	④ 業種	④’④で「その他」を選択した場合、具体的に記載。	⑤ 飼料製造業者への該当	⑥ 飼料販売業者への該当	⑦ 確認年月日	⑧ 指導等の内容	⑨ 指導等による対応結果	⑩ 出荷先農場名（農場における加熱処理等実施の有無を含む）	⑪ 記載年月日（⑧･⑨の対応が完了している場合は記載不要。）
記載例１	◎◎食品工場　リサイクル部門	××市・・・・	食品製造副産物、余剰食品	食品製造・提供・販売業者		該当	非該当	2022/■/■	H◇年から、自社のリサイクル部門で残さを飼料原料として販売し始めていたが、飼料製造業者届の変更届を提出していなかった。	製造業者届の変更届の提出を指導。 ●月●日付けで、変更届が提出。	■■農場（加熱なし）	
記載例２	××食品	○●市・・・・	食品製造副産物、余剰食品	食品製造・提供・販売業者		該当	非該当	2022/◇/◆	自社のリサイクル部門で残さを飼料原料として加工し販売していたが、確認届を提出していなかった。	確認届の提出を指導。 今後、提出がある予定。	■■農場（加熱なし）	2022/◇/◆
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												